守口市奨学金返還助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の返還を含めた教育費の経済的な負担が家計、結婚、子育て等に多大な影響を与えていること及び中小企業が深刻な人材不足に直面していることに鑑み、登録事業者に正規雇用されている市民の奨学金の返還を登録事業者及び市が連携して支援するとともに、当該支援の対象となる市民を増やすために、奨学金返還支援制度を導入し、又は拡充する市内中小事業者にその費用を助成することで、若い世代の市への定住を促進するとともに、市内中小事業者の人材確保を支援することを目的とする守口市奨学金返還助成金(以下「助成金」という。)の交付及び奨学金返還支援制度を導入している中小事業者(以下「導入事業者」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。(定義)

(足我)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 奨学生助成金 助成金のうち、登録事業者に正規雇用されている市民が奨学金の返還に充てた額を登録事業者と連携 して助成する助成金をいう。
 - (2) 事業者助成金 助成金のうち、奨学金返還支援制度を導入し、又は拡充する市内中小事業者にその費用を助成する助成金をいう。
 - (3) 奨学金 経済的理由等により就学の困難な学生等が貸与を受ける学資金等であって、次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
 - イ 都道府県又はその所管する公益法人等が貸与する奨学金
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、国、地方公共団体その他の貸与機関が貸与する学資金等で市長が認めるもの
 - (4) 奨学生 奨学金の貸与が終了し、その返還を完了していない者及び奨学金の返還を完了した日からその日の属する年の翌年の3月31日までの間にある者をいう。
 - (5) 奨学金返還手当制度 事業者がその使用する正社員に対して、当該正社員に係る奨学金の返還を支援することを目的とした手当等を賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)として支払う制度

をいう。

- (6) 奨学金代理返還制度 事業者がその使用する正社員に代わり、当該正社員に係る奨学金の貸与機関に対して当該奨学金の全部又は一部を直接返還する制度をいう。ただし、当該返還した額の全部について、正社員の賃金から控除するもの及び当該正社員が退職した場合に、当該事業者が支払った額の全部又は一部について、当該正社員に返還の義務を負わせる条件を付するものを除く。
- (7) 奨学金返還支援制度 奨学金返還手当制度及び奨学金代理返還制度をいう。
- (8) 正社員 労働基準法第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であって、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者又は同条第2項に規定する有期雇用労働者に該当しない者をいう。
- (9) 事業者 事業を営む者(個人にあっては事業主個人、会社その他の法人にあっては法人そのものをいう。)であって、 労働者を使用し、又は使用しようとするものをいう。
- (10) 中小事業者 資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者にあっては5,000万円、卸売業に属する事業を主たる事業とする事業者にあっては1億円)以下である事業者及び常時使用する労働者の数が300人(小売業に属する事業を主たる事業とする事業とする事業者にあっては50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者にあっては100人)以下である事業者をいう。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第17項各号に掲げる法人、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人及び国、地方公共団体その他これらに準ずるものを除く。
- (11) 登録事業者 第20条の規定により登録を受けた導入事業者をいう。
- (12) 就業規則等 労働基準法第32条の2に規定する就業規則その他これに準ずるもの及び労働組合法(昭和24年法律第174号)第14条に規定する労働協約をいう。

(交付対象者等)

- **第3条** 奨学生助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する奨学生(以下「交付対象者」という。)とする。
 - (1) 奨学生助成金の交付を申請する日(次号及び第5条第1号において「申請日」という。)において、登録事業者の正

社員である者

- (2) 申請日の属する年の1月1日(以下「基準日」という。)において、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第 81号)に基づき市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 基準日の属する年の前年(以下「交付対象期間」という。)において、奨学金の返還を延滞していない者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 守口市暴力団排除条例(平成25年守口市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団 員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

2 略

(奨学生助成金の助成対象経費)

- 第4条 奨学生助成金の交付の対象となる経費は、交付対象者がその奨学金の返還(過去に延滞していた割賦金の返還並びに返還期日が到来していない割賦金(当該返還期日が返還日の属する年の翌年以降に到来するものに限る。)の当該期日を繰り上げて行った返還及び当該期日前に行った返還を除く。以下同じ。)に充てた額(当該奨学生が奨学金代理返還制度を導入している登録事業者に使用されている場合には、当該制度により支援を受けた額を含む。以下同じ。)とする。(奨学生助成金の交付対象月)
- **第5条** 奨学生助成金の交付の対象となる月(以下「交付対象月」という。)は、次の各号のいずれにも該当する月とする。ただし、1の交付対象者につき、最初の交付対象月(過去に助成を受けた奨学生助成金の交付の対象となった月のうち、最も早いものをいう。)から120月を経過している月については、交付対象月としない。
 - (1) 月の末日において、交付対象者が登録事業者(申請日までに登録事業者となった者を含む。以下この条から第8条までにおいて同じ。)の正社員である月
 - (2) 月の末日において、交付対象者が40歳未満である月
 - (3) 交付対象者がその使用される登録事業者から奨学金返還支援制度により支援を受けている月(毎月以外の定期に受ける支援がある場合には、当該制度で支援の対象となっている月を含む。)
 - (4) 交付対象者がその奨学金の返還を行っている月(登録事業者から奨学金代理返還制度により支援を受けた結果、当該 交付対象者が奨学金の返還を行う必要のない月があるとき及び月賦返還以外の奨学金の返還がある場合において、当該

月に奨学金の割賦金の返還期日が到来しない月があるときは、それぞれ当該月を含む。) (奨学生助成金の額等)

- **第6条** 奨学生助成金は、月を単位として交付するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 交付対象者がその使用される登録事業者から奨学金返還支援制度により支援を受けた額(毎月以外の定期に受ける支援がある場合には、毎月の支援を受けた額に、1の年における当該毎月以外の定期の支援を受けた額の合計額を当該制度で支援の対象となっている月数で除して得た額を合算した額)
 - (2) 交付対象者がその奨学金の返還に充てた額(月賦返還以外の奨学金の返還がある場合には、月賦返還の奨学金の返還 に充てた額に、1の年における月賦返還以外の奨学金の返還に充てた額の合計額を12で除して得た額を合算した額)か ら前号に掲げる額及び当該奨学金の返還に充てた額に対して助成される奨学生助成金以外の収入の額を控除した額
 - (3) 1万円
- 2 奨学生助成金は、交付対象期間のうち交付対象月に該当する月の分を交付する。
- 3 奨学生助成金の交付は、1会計年度ごとに、1交付対象者当たり1回に限る。
- 4 奨学生助成金は、予算の範囲内において交付対象者に交付する。 (奨学生助成金の申請期間)
- 第7条 奨学生助成金の申請期間は、1月1日から同年2月末日までの間とする。 (奨学生助成金の交付の申請)
- 第8条 奨学生助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、前条の期間内に、守口市奨学金返還助成金申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 雇用契約書又は労働条件通知書の写しその他の登録事業者の正社員であることを確認できる書類
 - (2) 奨学金返還手当制度を導入している登録事業者に使用される者にあっては給与明細の写し、奨学金代理返還制度を導入している登録事業者に使用される者にあっては貸与機関が発行する代理返還があった旨の通知の写しその他の登録事業者から奨学金返還支援制度により支援を受けていること及びその額を確認できる書類
 - (3) 奨学金の貸与機関が発行する入金一覧表及び返還内訳書その他の交付対象月において奨学金の返還を行っていること

及びその額を確認できる書類

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項第1号及び第2号に掲げる書類について、登録事業者から提供される書類でその内容を確認できる場合には、 その提出を省略させることができる。

(奨学生助成金の交付決定)

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学生助成金の交付の決定を行い、守口市奨学金返還助成金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 第10条から第13条まで 略

(助成金の請求)

第14条 第9条又は前条の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、守口市奨学金返還助成金請求書により、助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第15条 市長は、交付決定者から前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

- **第16条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付対象者又は交付対象事業者の要件に該当しない事実が助成金の交付決定後に発覚したとき。
 - (3) この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

- **第17条** 市長は、前条の場合において、助成金を既に交付決定者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 第18条から第22条まで 略

(調査等)

第23条 市長は、助成金の交付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成金の交付及び導入事業者の登録に関する調査等を実施することとし、申請者及び申請事業者並びに交付決定者並びに登録申請事業者及び登録事業者はその調査等に応じなければならない。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付及び導入事業者の登録に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。